

ボイラー及び第一種圧力容器の 2年連続運転認定制度の概要

厚生労働省

ボイラー又は第一種圧力容器を設置した者が、そのボイラー等を継続して使用する場合、性能検査を受け、検査証の有効期間を更新する必要があります。性能検査は原則として冷却、掃除等をして受けることとされていますが、所轄労働基準監督署長が認定したボイラー等については、運転状態で性能検査（運転時検査）を受けることができます。

1 認定申請者には一定の要件が必要です（概要）。

- ①認定を受けようとする事業場は、労働災害の発生状況、法令の遵守状況等について一定の基準に該当していること。
- ②認定を受けようとするボイラー等は、申請時点で、運転を開始した日から2年を経過しており、直近3回（新品は2回）の性能検査に合格していること。

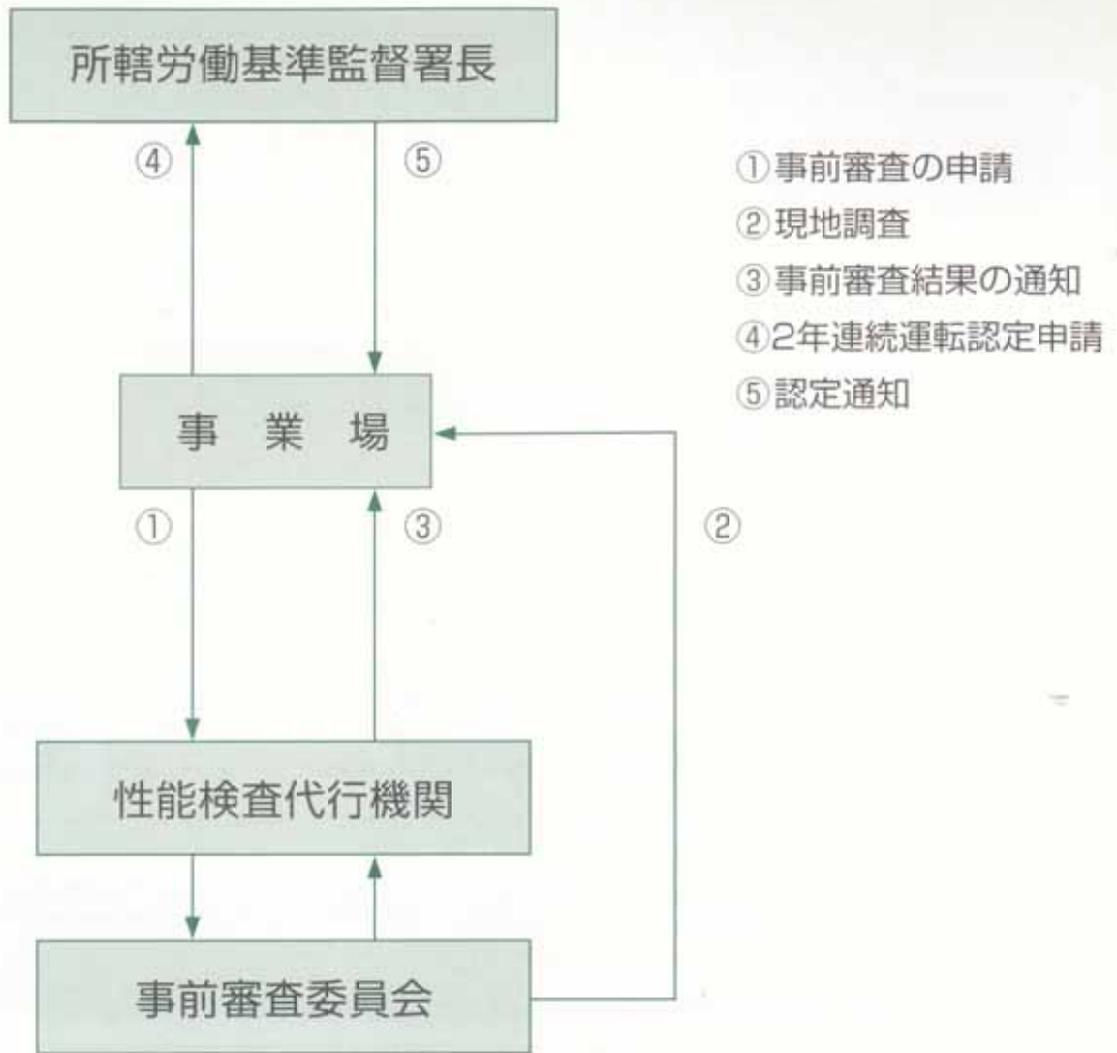
2 認定にあたっては、次の事項について事前に審査を受ける必要があります（概要）。

- ①組織及び安全管理。
安全管理、運転管理、保安全管理を担当する組織が確立されていること。
安全委員会等において2年連続運転の開始について調査審議されていること。
ボイラー等の設備の新設、改造及び使用条件の変更に際して、事前にその安全性を評価する体制、手順が整備され、実施されていること。
- ②運転管理
運転基準、日常点検、緊急時の措置、安全教育及び運転記録等について、基準に定める措置がなされていること。
- ③保安全管理
適正な保安全管理基準が定められ、実施されていること。
- ④自動制御装置等
認定を受けようとするボイラー等の自動制御装置等が基準を満たしていること。

3 認定手続の概要

- ①申請は、事業場単位で行います。
- ②申請者は事前審査を受ける必要があります。事前審査は、性能検査代行機関に申請します。事前審査は、学識経験者及び性能検査代行機関で構成される事前審査委員会において、書類審査及び現地調査によって実施されます。事前審査結果は、性能検査代行機関から申請者に通知されます。
- ③申請者は事前審査結果を添えて、所轄労働基準監督署長に2年連続運転の認定申請を行います。認定の可否は、認定申請者に通知されます。
- ④認定の有効期間は5年間です。引き続き2年連続運転を希望する場合は、所定の手続きにより更新することができます。

認定のフローチャート



性能検査代行機関連絡先

社団法人日本ボイラ協会

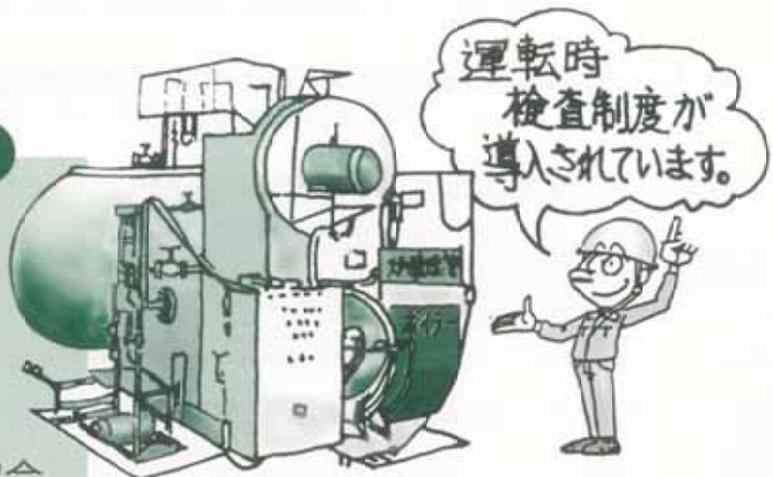
東京都港区浜松町1丁目29番6号
 浜松町セントラルビル5階
 ☎ 03(5473)4500

社団法人ボイラ・クレーン安全協会

東京都江東区亀戸6丁目41番20号
 機缶健保会館2階
 ☎ 03(3685)2141

安田火災海上保険株式会社

東京都新宿区西新宿1-26-1
 ☎ 03(3349)4312



詳細は、各都道府県労働局労働基準部安全主務課、労働基準監督署又は性能検査代行機関まで、お問い合わせください。